

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案
に関する意見募集の結果について

令和5年9月15日
国土交通省
土地政策審議官部門

国土交通省では、令和5年8月2日から令和5年9月1日まで、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、1件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ① 募集期間：令和5年8月2日（水）～令和5年9月1日（金）
- ② 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ③ 意見提出方法：電子メール、FAX及び郵送

2. 意見数

提出意見数 1件（提出者数 1名）

3. お問い合わせ先

国土交通省土地政策審議官部門土地政策課 意見募集担当
電話番号 03-5253-8292

御意見の概要及び国土交通省の考え方

| No. | 御意見の概要 | 国土交通省の考え方 |
|-----|---|---|
| 1 | <p>この改正により、住民票の写し等の発行作業が減少して行政事務の負担が軽減することとなり、申請人等においても添付書類の削減により手続負担の軽減につながるものと思料する。</p> <p>住基ネットの利用にあたり、行政機関とのデータ連携手続について、各自治体においては様々な工夫をしているとの報告がある。デジタル化を推進していく中で電子データの情報漏洩や不正使用については、最大限の対策が必要であると思料する。</p> <p>司法書士は、不動産登記における法律専門家として、所有者不明土地の所有権の登記名義人となり得る者の探索に継続して尽力しており、所有者等の現住所の速やかな特定が可能となり、各事務の円滑な実施に寄与するものとして、賛成の意見を表明するものである。今後はさらに様々な司法・行政手続が住基ネットと連携していくと予想される中、問題なく円滑に手続がされることを強く期待するものである。</p> | <p>賛成いただきありがとうございます。</p> <p>デジタル化を進める中でのセキュリティ対策にかかるご意見につきましては今後の施策の推進にあたっての参考とさせていただきます。</p> |